

令和5年度

入学のしおり



狭山市立堀兼小学校

〒350-1312 埼玉県狭山市堀兼1234

TEL (04) 2959-3343

FAX (04) 2959-3398

目 次

- ・ 1年生になるにあたって (1)・(2)
- ・ 学校のせいかつ (3)
- ・ 学用品などの準備について (4)・(5)
- ・ 袋の名前のつけ方 (6)
- ・ 学校保健について (7)～(11)
- ・ 学校給食について (12)・(13)
- ・ 給食費の納入方法について (14)
- ・ 新入学児童の交通安全について (15)・(16)
- ・ 集団登校の仕方について (17)
- ・ 通学区地図 安全マップ (18)・(19)
- ・ 狹山市立堀兼小学校 PTA 関係 (20)～(25)
- ・ 下校班 お迎え当番表 (26)
- ・ 下校班名簿のわく (27)
- ・ 就学援助について (28)・(29)

1年生になるにあたって～子どもとして～

***** 基本的な生活習慣こそ大切なカギ *****

1 あいさつができるようになります。

- ・「おはよう」「さようなら」といったあいさつや、「ごめんなさい」「ありがとう」といった言葉を自然に使える子は、新しい友達との関わりもスムーズにできます。まずは、ご家庭の中で明るいあいさつができるように習慣づけてください。

2 必要なことは、はっきりと言えるようになります。

- ・困ったり、わからなかつたりすることが原因ですぐに泣いてしまうと、なかなか一步前にすすむことができません。困っていることや、わからないことを話すことは大切な生きる力です。必要なことを、はっきりと言えるようになるとよいでしょう。
- ・名前をよばれたら、元気な声で「はい！」と返事ができるようになってほしいです。

3 正しい言葉づかいで話せるようになります。

- ・幼児語がまだ残っている場合は、直しましょう。
- ・自分のことを、「ぼく」「わたし」と言えるようにしましょう。
- ・語尾までしっかりと言えるようにしましょう。「先生、トイレ。」というように、最後まで言えない場合は、「〇〇へ行ってよいですか。」「〇〇へ、行きます。」のように学校では正しく伝えるように指導をしています。最後まで正しく言えるようになります。
- ・正しい日本語の使い方をしっかりと身につけさせたいと思います。

4 自分の名前を書けるようになります。自分の地区名などを覚えましょう。

- ・入学後に、ひらがなの学習を始めますが、自分の名前だけは、いろいろな場面ですぐに書き始めます。自分で書けるようにしておくと、学校生活がスムーズにスタートできます。縦書き、横書きの両方ができるとよいでしょう。
- ・自分の地区名を覚えるようにさせてください。
- ・できれば、自分の家の住所、電話番号もはっきりと言えるようになるとよいでしょう。

5 自分のことは、自分でできるようになります。

《整理整頓》

- ・自分で用具の出し入れ、整理整頓ができるようになります。
- ・ランドセルも、十分にさわっておき、自分で扱えるようにしておいてください。

《着替え、身支度》

- ・自分で着替えたり、脱いだ服をたたんだりすることができるようになります。
- ・校舎内は家庭とは違いますので、靴下、上履きを履いていることができるようにしておきましょう。

6 話を最後までしっかりと聞けるようになります。

- ・落ち着いて話を聞くことが、学習の第一歩です。学校の1時間の授業時間は、45分間です。落ち着いて座り、話す人の目を見て聞く力が大切になります。

7 時間を守れるようになります。

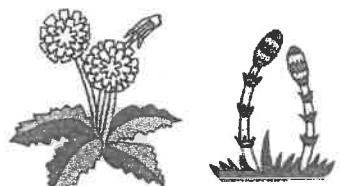
8 偏食をなくしましょう。



1年生になるにあたって～保護者として～

***** ご家庭と学校が理解し合い、よりよい関係を *****

- 1 保護者のみなさまと教職員が力を合わせてお子さんを育てていきましょう。
 - ・大切なお子さんが健やかに成長していくように、保護者のみなさまと教職員が力を合わせて、育てていきたいと思います。心配なことがありましたら遠慮なくご相談ください。
 - ・お子さんが入学を心待ちにできるように、学校は楽しいところ、いろいろなことをたくさん覚えられるところであることを、お話し下さい。
 - ・保護者の方同士が心を通わせ、助け合っていく姿勢も、大変重要となります。
- 2 お子さんが自立できるように、励ましをお願いします。
 - ・生活面での自立をめざすために、基本的な生活習慣を確実に身につけさせてください。保護者の方がお子さまのお手本になることが、基本的な生活習慣を身につける第一歩となります。
- 3 学校の約束をご理解ください。
 - ・学校では、集団でいろいろな学習活動を行います。子供たち一人一人が気持ちよく生活するために、学校では様々な決まりがあります。4ページの『学校のせいかつ』をご覧の上、学校へのご理解をお願いします。
- 4 通学路を歩いてみてください。
 - ・お子さんの通学路を実際に歩き、横断の場所、車の多い場所、寄り道しやすい場所などを調べて、危ない箇所についてお話しして、安全に登校できるように指導してください。
- 5 早寝・早起きの習慣をつけてください。
 - ・学校に入学すると、通学班で登校します。今までより起床時刻が早くなります。今から生活のリズムを整え、入学後、すぐに学校生活に慣れるようにご配慮ください。
- 6 好き嫌いなく、いろいろな食品が食べられるようにしておいてください。
 - ・“早寝・早起き・朝ごはん”的大切さについて様々な調査で報告されています。今のうちから朝ごはんを食べる習慣をつけておいてください。好き嫌いなくいろいろな食品を食べることができるよう、日頃からご配慮ください。
- 7 入学前に、病気の治療をしてください。
 - ・学校に入学すると、時間が思うようにとれなくなります。歯、目、耳、鼻その他、心配な所がある場合は、早めの治療をおすすめします。
- 8 帰宅したら、お子さんが安心できるように迎えてあげてください。
 - ・新しい環境に入って緊張するお子さんを、ゆったりと支えてあげる家庭が何より大切です。お子さんに安心感を持たせてください。
 - ・急病の時は、ご家庭や携帯電話、またはお仕事先に連絡させていただきます。緊急の連絡がとれる電話番号を必ずお知らせください。
- 9 どんな小さなものにも、すべてに記名してください。
 - ・洋服、下着、持ち物等にきちんと名前を書いておいてください。





学校のせいかつ

さやましりつほりがねしょうがっこう
狭山市立堀兼小学校

1 名札は、左むねに毎日必ずつけましょう。

2 授業中、全体の前でよぶときは、おたがいに「さん」をつけましょう。

がくしゅうようぐいがい
学習用具以外のものは、学校を持って来ないようにしましょう。(シャープペンシルは、持って来ない。)

3 健康・安全のために、髪を染めたり、ピアスをつけたり、ミサンガをつけたりしないようにしましょう。

4 持ち物には、学年・組・名前をはつきり書きましょう。

5 危険な遊び、危険なところでの遊びはやめましょう。

ア 階段でのとびおり、すべりおり。

イ 校舎内でのボール投げ、ボールつき、おにごっこ、すもう。

ウ 校庭での硬いボール遊び、バットの使用。石投げ。

エ 窓にのぼる。空き教室・特別教室で許可なく遊ぶ。

オ 校舎の裏で遊ぶ。※その他、危険と思われること。

6 屋上、体育館は、先生と一緒に使いましょう。

7 そうじをするときは、上着を脱ぎ、三角巾をつけましょう。

(三角巾を忘れたときは、体育帽子を白にしてかぶる。)

8 廊下は、右側を静かに歩きましょう。

9 体育小屋は、授業のみ使用する。

10 登校は、8時5分から8時10分の間に登校する。

11 登校したら、校地外に出ないようにしましょう。

12 登下校は、決められた通学路を通りましょう。

13 通学班の班長は、班長旗を持って登校しましょう。(雨の日も)

14 校門から出る時は、止まって安全を確かめてから出ましょう。

15 登下校は、通学帽子をかぶりましょう。

16 下校後、校舎に用事があるときは、職員室にいる先生にことわってから入りましょう。

17 校地内で飲んだり、食べたりしないようにしましょう。(指導のある場合は、除く。)

18 放課後、自転車で来た時は、校舎前コンクリートの植木側に止めましょう。

(昇降口前には、止めない。) 子どもだけで、ゲームセンター、カラオケ、遊園地などには行きません。

19 下校時間を守りましょう。

※学年下校(1~4学年)の場合は、授業が終わり次第下校となります。(おうちの人が迎えに来て、友達

と一緒に下校できない場合は、事前に連絡してください。)

20 自転車に乗れる範囲を守りましょう。○1・2年生 家のまわり○3・4年生 地区内○5・6年生 学区内

21 家に帰ってから遊びや習い事に出かけましょう。ちょくせつ行くことがないようにしましょう。

22 お子さんの安全のため、遅れて登校するときは、教室まで送ってください。早退するときは、教室までは保健室までお迎えをお願いします。

ふでばこのなかみ

・けずったえんぴつ 5~6本

・赤えんぴつ 1本

・青えんぴつ 1本

・消しゴム (においのないプラスチック消しゴム)

・ネームペン

・じょうぎ (2~6年生)

学用品などの準備について

1. ランドセル

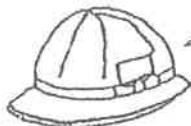
- ・ランドセルに名前を書いてください。
- ・ランドセルには原則、アクセサリーなど何もつけることになっています。
(防犯ブザー・防犯ホイッスルのみつけても構いません。)



2. 名札

- ・学級の色・・・1組 赤 2組 青

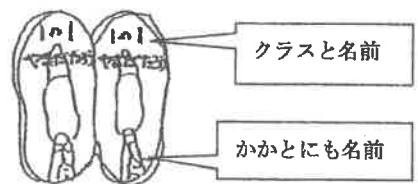
3. 黄色い帽子 (入学式の日に配布予定)



入学式に配布の交通安全ワッペンをつけてください。
帽子とワッペンに記名。

4. 上履き (本日購入可)、運動靴

- ・上履きは、体育館履きと兼用です。大きすぎないようサイズを確かめてください。
- ・通学用の靴は、運動しやすいものを選んでください。



5. かさ

- ・置き傘を含め、2本用意してください。
- ・折りたたみでないもの。色は、できるだけ黄色がよいです。



6. 服装

- ・脱ぎ着の楽なもので、汚れを気にしないでよいもの。
- ・自分で脱ぎ着できない服は避けてください。(後ろボタン等)
- ・動きやすい服装。(休み時間の遊び・そうじ等)



7. 体育着 (本日購入可)

- ・体育帽子 学校指定のもの

学年色は、黄色

名前は、帽子の裏にはっきりと書いてください。(飾りはつけないでください。)

- ・体育シャツ 堀小のマークの下に名前を縫い付けます。

- ・体育パンツ

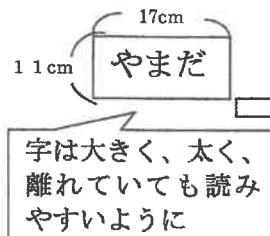
男女兼用

紺

クオーター



名前は内側に
書きます



字は大きく、太く、
離れていても読み
やすいように



前と後ろの両方に

8. 体育袋 (袋の記名などの仕方参照)

- ・体育着と着ていた服を入れます。
- ・横30cm×縦35cmくらいの大きさ
- ・ひもは、短めに。(輪に通して結んだ時、横の長さと同じになるようにしてください。)
太すぎるものは避けてください。
- ・布は、しっかりした木綿のもの。(キルティングは使用しないでください。)
- ・リュック型の物も可。

9. 上履き袋（袋の記名などの仕方参照）

- ・上履きを入れます。（体育袋と同じ作り方です。）

10. ワンセット袋（袋の記名などの仕方参照）

- ・はさみ、のり、セロテープ、ホチキス、ホチキスの針を入れます。
- ・横 18cm×縦 27cmくらい

11. 歯みがきセット袋（袋の記名などの仕方参照） ※しばらく使用しない可能性有り

- ・歯ブラシ、コップを入れます。

12. 給食袋（袋の記名などの仕方参照）

- ・ナフキン、給食用ハンカチ、マスク、箸箱セット（入学後、学校より支給されます）を入れます。
毎日持ち帰ります。
- ・横 16cm×縦 27cmくらい

13. 教科書

- ・入学式当日配布されます。

14. ノート

- ・国語、算数は、指定されたものを使用。（連絡帳は、本日購入）
- ・無地のノートは自由帳として使います。その他については、4月にお知らせします。

15. 筆箱

- ・大きすぎず、開閉の簡単なもので壊れにくいもの
- ・中に入れるものは、鉛筆5本（**硬筆えんぴつ6B2本、2B3本、赤鉛筆1本、マイネームペン**）
- ・1本1本必ず記名してください
- ・消しゴムは、匂いがなく、必ず白い直方体にしてください。

16. その他

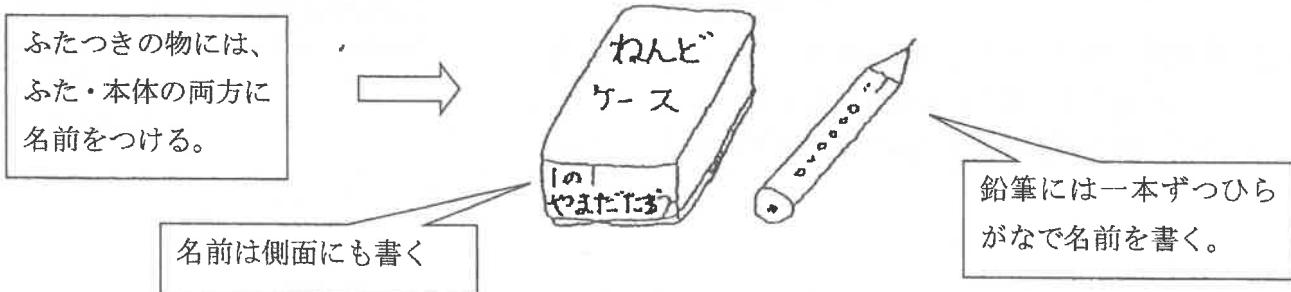
- ・どんな学用品にも、1つ1つ記名をしてください。

（ひらがなで、はつきりと消えないように書いてください）

学用品・・・クレヨン、クーピー、計算ブロック、計算カードなどにも一つ一つに記名を
身につける物・・・下着、靴下、靴、ハンカチ、ティッシュなど

- ・粘土

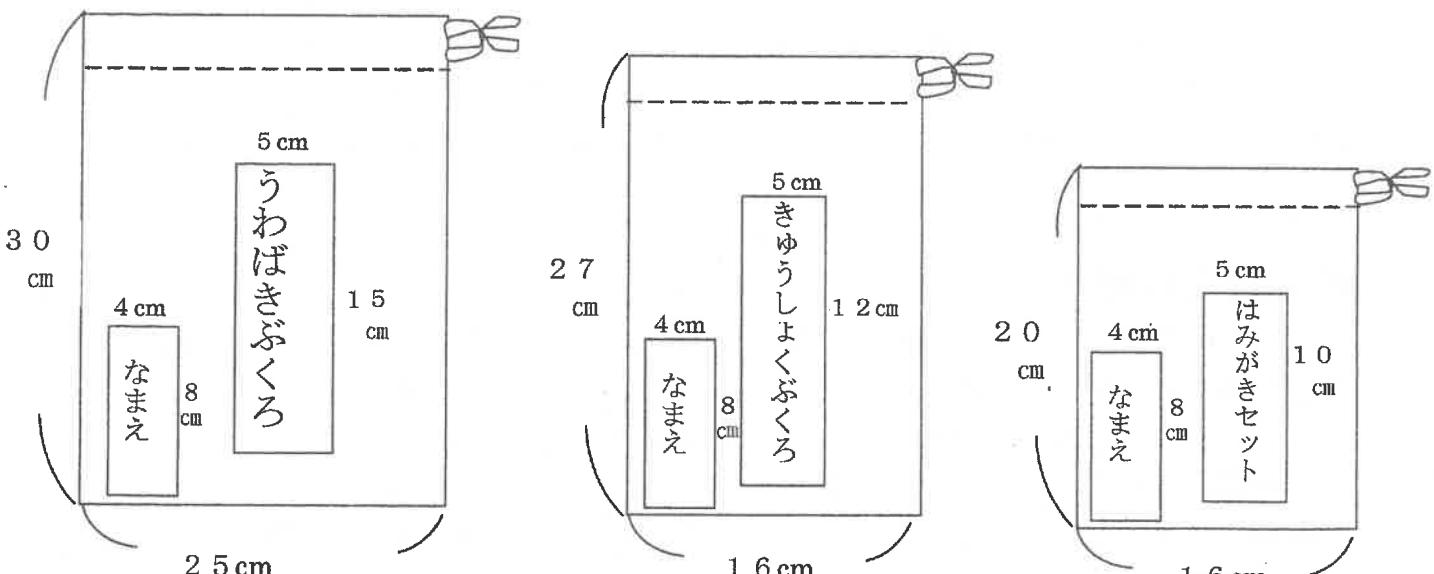
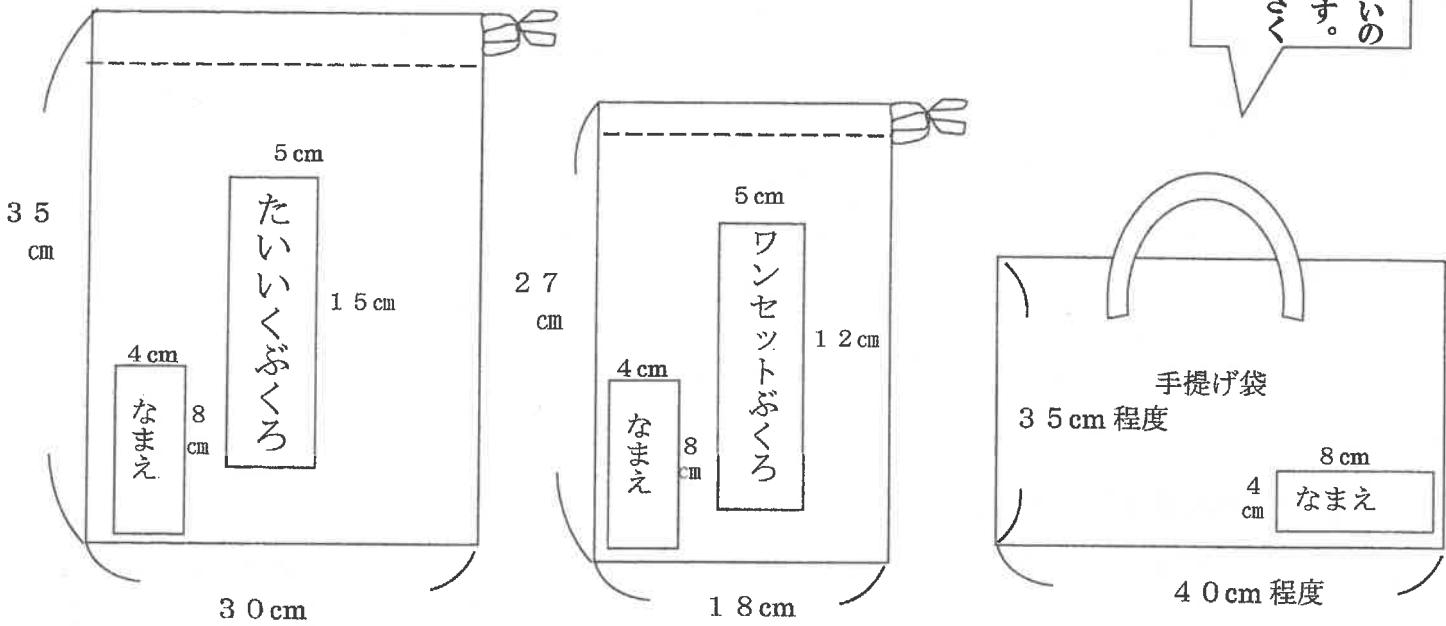
学校指定のものを購入してください。



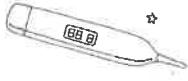
袋の記名などの仕方

- ※手提げ袋以外の袋に、何の袋なのかを明記するようにしてください。
- ※白い布にマジック等で書いて縫い付け、何の袋なのかわかるようにしてください。
- ※紐は長すぎないようにしてください。輪に通して結んだ時、横の長さと同じになるようにしてください。(1年生は机が低いため、長いとゆかに引きずってしまいます。)**
- ※名前の布は、全て同じ大きさですが、多少違ってもかまいません。(手提げ袋も)
(リュックタイプも可)

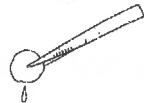
手提げ袋は市販のものでもよいので、この大きさと違つてもよいです。
袋類をいくつか入れるので、小さくない方がよいです。



*しばらく使用しない
可能性有り



学校保健



1 一年生になるまでに

- ① 登校時間に合わせて、生活リズムを見直しましょう。
・朝ごはん、朝うんちを習慣にしましょう。
- ② 学校のトイレは、ほぼ洋式ですが一部和式があります。校外学習の際のトイレに、洋式が少ない場合があります。機会がありましたら、和式トイレの練習をしておいてください。

2 一年生になったら

- ① 朝、お子さんの健康状態をしっかり観察してから登校させるようお願いします。現在は、感染症防止のため体温が37°C以上や、風邪症状があるときは、休ませてください。
- ② 朝食をしっかり食べて、うんちをしてから登校できるようにしてください。
- ③ 欠席の場合の連絡は、メールをご活用ください。
- ④ 体育を見学する場合や体調のことで学校に知らせておきたい場合は、連絡帳に記入して担任へお知らせください。

3 学校感染症と出席停止について

下記の感染症にかかった場合は、医師の指示に従って学校を休ませ、家庭で休養を取るようにしてください。保護者の方からの届出があった日から「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。登校開始日は、医師の指示に従ってください。登校の際に医師の証明書等は必要ありません。

- はしか(麻疹) ●水ぼうそう(水痘) ●風疹 ●手足口病
- インフルエンザ ●プール熱(咽頭結膜熱) ●マイコプラズマ感染症
- 溶連菌感染症 ●おたふく(流行性耳下腺炎)
- 感染性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス等) ●その他の感染性の疾病

4 保健室の利用について

- ① 学校の管理下で起きたけがの応急処置を行います。(けがの継続的な治療はできません)
- ② 学校で薬を与えることはできません。
 - ・学校生活で服薬(目薬も含む)が必要な場合は、担任へお知らせください。
 - ・持参する薬には、必ず記名してください。
- ③ けがや発熱等の場合、保護者に連絡をします。また、お子さんの様子によっては、お迎えをお願いします。
 - ・緊急時に保護者の方と連絡が取れない場合、学校から医療機関に直接連れて行くことがあります。その際は、保健調査票を参考に、学校で病院を決めさせていただきます。

5 保健調査票の記入について

本日、保健調査票（黄色）の用紙を配布します。表裏、漏れのないようご記入いただき、入学式の受付にご提出ください。また、連絡先（勤務先、携帯電話等）の変更がある場合は、速やかに担任までお知らせください。

健康面で心配なことは、保健調査票にご記入いただき、担任または養護教諭にお話ください。

6 定期健康診断について

- ① 毎年4~6月にかけて健康診断を行います。健康診断の項目は、身長・体重・視力・聴力・心電図・尿検査・内科・歯科・耳鼻科・眼科です。
- ② 治療が必要な場合は、「治療のおすすめ」でお知らせします。早めの受診をお願いします。治療が終了したら「受診報告書」を担任へ提出してください。
- ③ 健康診断の結果は、「けんこうカード」（緑色）でお知らせします。

7 日本スポーツ振興センターの加入について

学校の管理下（登下校中も含む）での傷病により医療を受けた場合、医療費の補助が受けられる制度です。狭山市では全員に加入していただいている。申込書は入学後に配布します。

○掛け金（年額）…児童1人当たり460円

○医療費の総額が5000円以上（窓口で支払う額が1500円以上）の場合が対象になります。
給付額は、医療費総額の10分の4です。

※子ども医療費支給制度を利用した場合でも申請が可能です。病院窓口での対応は医療機関によって異なる場合があります。

8 保健室の洋服・下着について

学校で洋服を汚してしまった場合は、保健室の洋服と新しい下着を着用させています。これらを使用した場合には、パンツは新しいものを購入し、それ以外は洗濯してからお返しください。

9 給食後の歯みがきについて

感染症予防の観点から、現在は給食後の歯みがきは実施していません。しかし、子どもの口腔の状態は問題も多く、家庭での歯みがき習慣の定着や保護者の仕上げみがきがとても重要です。

令和5年度は、段階的に学校での歯みがきを実施する予定です。準備等については、改めてお知らせします。

10 アレルギー疾患について

アレルギー疾患有する児童で学校生活において配慮が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いしています。必要に応じて面談等を実施していきます。

11 その他

健康上の問題でご不明な点がある場合は、学校までご連絡ください。

狭山市立堀兼小学校 (TEL 04-2959-3343)

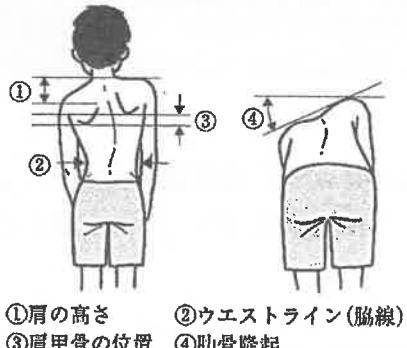
保健調査票の記入について

- ① (表) 緊急連絡先、今までにかかった病気、予防接種歴の記入について
・けがや急な発熱等の緊急時に、自宅や勤務先、携帯電話へ連絡をします。漏れのないようにご記入ください。なお、年度途中に連絡先に変更があった場合は、速やかに担任へ連絡をお願いします。記入例を参考に電話連絡の優先順位を番号でご記入ください。
・今までにかかった病気および予防接種の欄は、母子手帳を見て正確にご記入ください。
- ② (裏) お子さまの該当する項目に○をつけてください。また、健康面において担任へ知らせておきたい事があればご記入ください。
とくに、「腰、腕、脚を動かすと痛みや動きが悪いところがある」「背骨が曲がっている」の項目については、以下を参考にして異常がないか確認してください。
※平成28年度から、学校保健安全法の一部改正にともない、健康診断の項目に「四肢の状態」が追加されました。

四肢の状態 確認方法

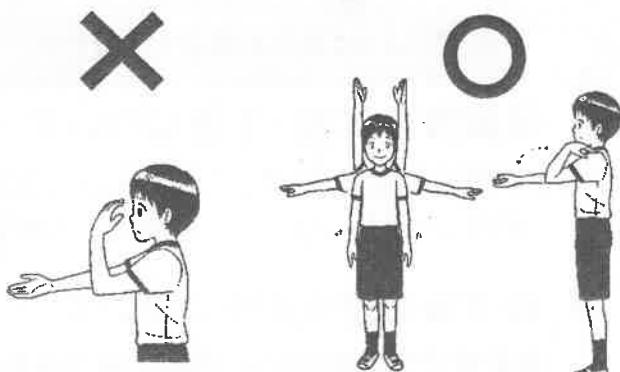
(1) 背骨が曲がっている。

- ①両肩の高さに差がある。
- ②左右のウエストライン(脇線)の曲がり方に差がある。
- ③両肩甲骨の高さ、位置に差がある。
- ④前屈した左右の背面の高さに差がある。

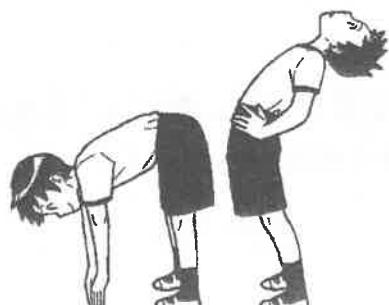


(3) 手のひらを上に向けて腕を伸ばした時、

- ①完全に伸びない。
- ②完全に曲がらない。(指が肩につかない)
- ③バンザイした時、両腕が耳につかない。

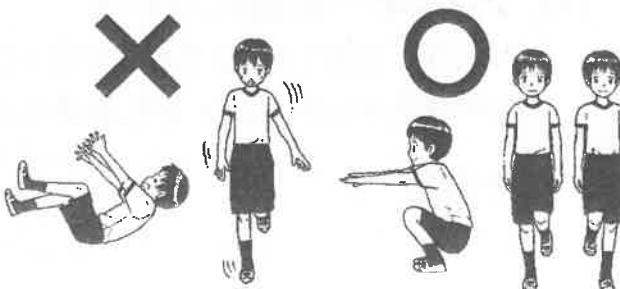


(2) 腰を反らせたり、曲げたりしたときに痛みがある。



(4) 膝に痛みや動きの悪いところがある。

- ①膝のお皿の下の骨の周囲に痛みがある。
- ②うまく曲げ伸ばしができない。
- ③片足立ちやしゃがみこみができない。



秘

保 健 調 査 票

この保健調査は児童の健康状態を知り、健康診断の資料や今後の保健指導、保健管理に役立てるためのものです。下記項目(裏面も)をお読みいただき、必要事項を記入してください。
なお、記入していただいた内容につきましては、上記目的以外には利用いたしません。

学校名	狹山市立堀兼小学校										
フリガナ	ほりがね たろう			性別 男 ・ 女	小1	2	3	4	5	6	
氏名	堀兼 太郎				組						
	平成 年 月 日生				番						
住所	狹山市 堀兼▲▲一▲			TEL	04-〇〇〇〇-〇〇〇〇						
保護者名	続柄	氏名	勤務先	電話番号 連絡する順							
				勤務先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ()							
				携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇()							
				勤務先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ()							
上緊記 以連 外絡 の先	続柄	連絡してほしい人	連絡先	電話番号							
				〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ()							
				〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ()							
か病 かり院 つけ名	外科	整形外科	内科	耳鼻科	眼科	歯科					
	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL					
	保険証の種類		健保・社保・共済・国保・その他()								
緊急時の医師の連絡や指定は学校に一任いたします。					保護者氏名						

1. 今までにかかった病気について病名の前に○印をつけ、()内の事項について記入してください。

麻しん(はしか)	風しん(三日ばしか)	水痘(水ぼうそう)	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
心臓疾患 病名()	(歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)	
腎臓疾患 病名()	(歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)	
肝臓疾患 病名()	(歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)	
川崎病 (歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)		
けいれん発作 (歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)		
自律神経失調症(歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)		
その他 病名()	(歳)	現在は(治療中 ・ 経過観察中 ・ 完治)	

2. 今までに受けた予防接種について○印をつけ、また接種回数の必要な欄には記入をしてください。

麻しん・風しん混合(MR)(回)	日本脳炎1期(回)	B型肝炎(回)
麻しんのみ もしくは 風しんのみ(回)	日本脳炎2期	ロタウイルス(回)
3種混合1期(回)	小児用肺炎球菌	
4種混合(回)	ヒブワクチン	
BCG	みずぼうそう(水痘)(回)	
ポリオ(生回、不活化回)	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)(回)	

母子手帳をみて正確
にご記入ください

※上記以外で受けている予防接種がありましたら空欄にご記入ください。

氏名	
----	--

3.現在の該当学年に、下の項目のうち、あてはまるものに○をつけてください。

項目		小1	2	3	4	5	6
記入日(月／日)		/	/	/	/	/	/
現在の身体状況等	平熱は何度ですか		°C	°C	°C	°C	°C
	たびたび頭痛をおこす						
	たびたびめまい、たちくらみがする						
	息切れ、どうきがしやすい						
	たびたび腹痛をおこす						
	下痢をしやすい・便秘しやすい(どちらかに○をつけてください)						
	皮膚がかぶれたり、湿疹がよくできる						
	腰、腕、脚を動かすと痛みや動きが悪いところがある						
	背骨が曲がっている						
アレルギー	①食品名() ②給食の配慮 要・不要 ③医師より管理の必要 無・有 (病院名) ④薬の有無 ⑤症状	配慮が必要な場合は、別途「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出をお願いします。					
		食物アレルギー 有の場合	無・有				
		喘息発作	無・有(歳) 服薬(毎日・発作時・なし)	現在は(治療中・経過観察中・完治)			
		アレルギー性結膜炎	無・有(歳)	現在は(治療中・経過観察中・完治)			
		アレルギー性鼻炎	無・有(歳)	現在は(治療中・経過観察中・完治)			
		アトピー性皮膚炎	無・有(歳)	現在は(治療中・経過観察中・完治)			
		薬品アレルギー	無・有(薬品名)				
		動物アレルギー	無・有(種類)				
		その他のアレルギー					

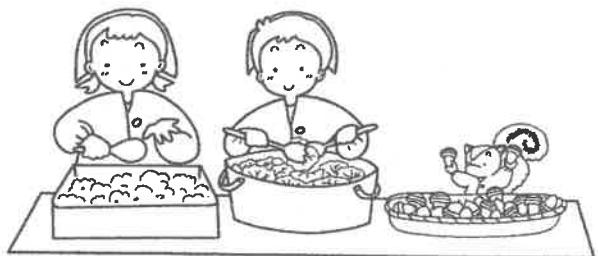
4. お子さんの健康状態について特に注意していること、体のことについて特に担任に知らせておきたいことなどがありましたら、詳しく記入してください。また、特にない場合には「無」に○印をつけてください。

小1		無
2		無
3	体調面でご心配なこと、学校に知らせておきたいことがありますたらご記入ください。	無
4		無
5		無
6		無

学 校 給 食

1 学校給食の意義と目的

- ☆ 栄養のバランスのとれた食事をすることによって、児童の健康増進、体位の向上を図る。
- ☆ 食事の正しいあり方を身に付けさせる。
- ☆ 集団による食事を通して好ましい人間関係を育てる。



2 入学前にしつけたいこと

- ☆ 食前の手洗い、※食後の歯磨き。
(令和5年度は感染状況に応じて、段階的に実施する予定です。)
- ☆ しっかり着席して食事する態度。
- ☆ パンの袋、ヨーグルトのふたを開けられるようにすること。
- ☆ 20分くらいで食べ終わるようにすること。
- ☆ 体調が悪くて食事できないとき、教師に伝えられるようにすること。
(または、家から連絡帳で担任に連絡をする。)
- ☆ なるべく好き嫌いせずに残さず食べられること。

3 学校の約束

- ☆ 当番は、白いエプロン、帽子、マスクを着用する。
(金曜日に持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってくる。)
- ☆ 給食袋は毎日持ち帰り、ナプキン・マスク・ミニハンカチは毎日取り替える。箸箱セットも毎日洗ってよく乾かして持ってくる。(箸箱セットは入学式に配布します。)
- ☆ 箸箱セットを忘れた場合に使用する割りばしを、必ず膳ランドセルに常備しておく。

4 食物アレルギー疾患のある児童への対応について

- ☆ 食物アレルギーがあり、医師の指示により原因食物の除去が必要な場合にはお申し出ください。必要に応じて面談等を行った上、対応していきます。
- ☆ アレルギー等の理由で医師の指示により牛乳が飲めない児童は、牛乳を停止することができます。なお、「牛乳を停止」された場合の給食費は、月額800円の減額（牛乳の値段は変更になることがあります。）詳しくは、別紙「学校給食における「牛乳停止」について」をご参照ください。

5 その他

- ☆ 献立表は狭山市公式ウェブサイトに掲載されますので、各家庭でご確認ください。
- ☆ 給食費は、1ヶ月4300円です。「ゆうちょ銀行総合通帳（旧日本郵政公社『ぱ・る・る』でも結構です。）」の口座から引き落としとなります。

小学校 令和4年度 4月こんだて表

狹山市立学校給食センター

エネルギー
たんぱく質

日	曜		こんだてめい	しょくひんめい	
12	火	牛乳	(生食) ごはん	米	614 kcal 26.7 g
			(調理) おいわいわい こんだて すましじる	なると、人参、竹の子、小松菜、長ねぎ、カット豆腐、だし昆布、かつお節、しょうゆ、みりん、塩、清酒	
			(生食) ぶたにくのしょうがやき	豚肉、根生姜、玉ねぎ、人参、菜種油、砂糖、しょうゆ、清酒、みりん、じゃが芋でん粉	
			ピーチゼリー	ピーチゼリー	
13	水	牛乳	(生食) ツイストパン	ツイストパン	586 kcal 20.5 g
			(調理) ミネストローネ	ベーコン、玉ねぎ、人参、セロリ、キャベツ、じゃが芋、にんにく、ケチャップ、ダイストマト、塩、白胡椒、砂糖、菜種油、赤ワイン、コンソメ、鶏がら、長ねぎ、根生姜、ローリエの葉	
			(生食) いかナゲット(2)	いかナゲット、菜種油	
			(調理) みずなサラダ	水菜、大根、コーン、しょうゆ、砂糖、菜種油、みりん、鶏物語、塩	
14	木	牛乳	(生食) わかめごはん	わかめごはん	581 kcal 24.4 g
			(調理) こんさいのあっさりじる	鶏肉、ごぼう、竹の子、小松菜、長ねぎ、大根、だし昆布、かつお節、塩、しょうゆ、みりん、清酒、菜種油	
			(生食) ぐだくさんたまごやき	真ぐだくさん卵焼き	
			(調理) しんじゅがのそぼろに	豚肉、じゃが芋、玉ねぎ、こんにゃく、人参、根生姜、砂糖、みりん、しょうゆ、清酒、じゃが芋でん粉、菜種油、かつお節、だし昆布	
15	金	牛乳	(生食) しょうゆラーメン	ホット中華めん、豚肉、人参、キャベツ、長ねぎ、なると、竹の子、菜種油、しょうゆ、塩、白胡椒、鶏がら、ローリエの葉、玉ねぎ、根生姜	619 kcal 24.8 g
			(生食) むしごうよざ(2)	校舎	
			(調理) しおナムル	人参、ほうれん草、大根、塩、砂糖、にんにく、ごま油	
			(生食) ごはん	米	
18	月	牛乳	(調理) じゃがいものみそしる	じゃが芋、玉ねぎ、油揚げ、白みそ、赤みそ、かつお節、だし昆布	657 kcal 26.0 g
			(生食) さばのぶんかぼし	さばの文化干し、菜種油	
			(調理) ひじきのいたために	ひじき、人参、しらたき、さつま揚げ、菜種油、砂糖、みりん、清酒、しょうゆ、かつお節、だし昆布	
			(生食) ごはん	米	
19	火	牛乳	(調理) さわにわん	ごぼう、人参、えのきだけ、長ねぎ、あかもぼこ、しょうゆ、みりん、塩、清酒、かつお節、だし昆布、菜種油	592 kcal 25.8 g
			(生食) ぶたにくのおろしどんのぐ	豚肉、根生姜、玉ねぎ、干し椎茸、こんにゃく、大根、菜種油、しょうゆ、砂糖、清酒、じゃが芋でん粉、一味唐辛子、塩	
			みしょうかん	英生柑	
			(生食) こどもパンスライス	子供パンスライス	
20	水	牛乳	(調理) はるやさいの ボトル	鶏肉、かぶ、キャベツ、玉ねぎ、人参、セロリ、鶏がら、白ワイン、塩、白胡椒、長ねぎ、根生姜、菜種油、ローリエの葉、コンソメ	624 kcal 24.5 g
			(生食) ハンバーグ	ハンバーグ、菜種油、ケチャップ、濃厚ソース、ウスターソース、砂糖、玉ねぎ、じゃが芋でん粉	
			いちごのおいわいゼリー	いちごゼリー	
			(生食) パターロール	パターロール	
21	木	牛乳	(調理) コーンスープ	鶏肉、玉ねぎ、コーン、コーンペースト、小麦粉、菜種油、牛乳、塩、白胡椒、白ワイン、砂糖、コンソメ、鶏がら、ローリエの葉、人参、長ねぎ、根生姜	704 kcal 23.0 g
			(生食) しろみざかなの カリカリフライ	白身魚のカリカリフライ、菜種油	
			(調理) フレンチサラダ	キャベツ、人参、きゅうり、菜種油、鶏物語、塩、白胡椒、しょうゆ、砂糖	
			(生食) チキンカレーライス	米、鶏肉、人参、玉ねぎ、じゃが芋、にんにく、ケチャップ、濃厚ソース、塩、菜種油、砂糖、カレー粉、小麦粉、トマトピューレー、白胡椒、すりおろしりんご、オニオンパウダー、しょうゆ、鶏がら、長ねぎ、根生姜、ローリエの葉	
22	金	牛乳	(調理) こまつなのソテー	ベーコン、小松菜、コーン、もやし、塩、白胡椒、菜種油、白ワイン、じゃが芋でん粉	664 kcal 23.2 g
			ヨーグルト	ヨーグルト	
			(生食) ごはん	米	
			(調理) ちゅうかスープ	鶏肉、小松菜、人参、キャベツ、長ねぎ、白胡椒、清酒、しょうゆ、オイスターソース、塩、菜種油、鶏がら、玉ねぎ、根生姜、ローリエの葉	
25	月	牛乳	(生食) マーボーどうふ	カット豆腐、豚肉、長ねぎ、人参、にら、干し椎茸、竹の子、にんにく、根生姜、ラー油、じゃが芋でん粉、しょうゆ、清酒、赤みそ、菜種油、ごま油、砂糖、トウバンジアン、テンメンジャン、鶏がら、玉ねぎ、ローリエの葉	626 kcal 23.5 g
			フルーツあんにん	杏仁ゼリー、みかん、ハイン	
			(生食) だけのこごはん	米、もら米、鶏肉、油揚げ、人参、竹の子、菜種油、塩、しょうゆ、みりん、清酒、だし昆布、かつお節	
			(調理) やさいわん	ごぼう、大根、えのきだけ、長ねぎ、白みそ、赤みそ、かつお節、だし昆布	
26	火	牛乳	(生食) とりにくのからあげ	鶏肉、根生姜、にんにく、清酒、しょうゆ、じゃが芋でん粉、菜種油	640 kcal 26.8 g
			(調理) あっさりあえ	ほうれん草、もやし、人参、コーン、塩、白胡椒、しょうゆ、かつお節、だし昆布、清酒	

●給食費の納入手続きについて●

堀兼小学校では、給食費の納入をゆうちょ銀行の口座振替で行っております。

毎月の納入となりますが、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

① 使用できる口座について

取扱い金融機関は **ゆうちょ銀行** のみです。

※ご家族どなたの名義でもかまいません。

※口座は卒業まで解約しないようご協力ください。学校へ提出した口座の情報を変更される時は、事前に事務室までご連絡ください。

② 【自動払込利用申込書】の提出

入学準備説明会の案内に申込書・記入例を同封しました。

1人につき1部必要ですので、お子様が2人の場合は2部ご提出いただきます。

◎提出日 **2月10日（金）※本日**

※本日提出できなかった方は、2月17日（金）までに本校事務室へ直接ご提出ください。

③ 給食費の納入金額

〔<給食費>1ヶ月 4,300円 (1年生の4月分のみ 2,150円)

〔<手数料>毎月 1人につき 10円 (在学児童が2人の場合は 20円)

→ 1ヶ月 1人あたり給食費 4,300円 + 手数料 10円 = 合計 4,310円

※振替の際、毎月（引き落とし1件ごとに）手数料がかかりますので、口座には手数料を含んだ金額を入金していただきますようお願いします。

※6年生の2・3月分は、2月にまとめて8,600円を引き落とします。

※8月は給食がないため引き落としされません。

④ 振替日

毎月 26日 (休業日の場合、翌営業日)

※振替日の前日までにご入金ください。

※振替できなかった時は学校からお子様を通じて家庭へ通知し、現金で集金させていただきます。

何かご不明な点がございましたら、堀兼小学校事務室までお気軽にお問い合わせください。

新入学児童の交通安全について

堀兼小学校学校安全部

ご入学おめでとうございます。小学校ではこれから6年間という長い間、子供たちだけで毎日登下校します。

新入学というひとつの節目に正しい交通安全のマナーをしっかりと身につけてください。

1. ご家庭へ交通安全指導のお願い

各地区には、交通事故や不審者被害にあわないために、決められた通学路があります。入学前に一度お子さんと一緒に歩いてみてください。できましたら、登下校の時間に合わせて練習をするとより具体的で分かりやすいと思います。小学校でも安全教育をしておりますが入学前にも、次のことを参考にご家庭でも交通安全についてのお話をしてください。

◎車の多いところ、道路の狭いところを確認し、危ない場所を教えてください。

◎ガードレールのあるところは、その内側を通るように教えてください。

◎道路の横断と一緒に練習してください。

(横断は、右手を上げて、右、左、右を確かめ車が止まったら「わたります」といって渡ります)

◎一時停止の場所を教えてください。

(小学生の事故で一番多いのが、『飛び出し』です。家から出るとき、狭い道から広い道に出るとき、必ず左右を確かめるようにしましょう。)

◎入学後も安全に歩行できているか、時々確認してあげてください。

◎通学路沿いの畠や庭・垣根などに、何気なくしてしまういたずらがあります。よその家に迷惑になることをしないよう、気をつけさせてください。

2. 通学班の編成

毎年3月になると、新しい通学班を編成して登校させています。このときには、次の年に入学してくる新一年生の名前も名簿に入れことになります。

2月17日（金）までに、校外役員さんから集合場所や集合時刻について連絡があります。

3. 登校

- ◎通学班で登校します。自分の班名が言えるようにしてください。(青下〇班のように)
- ◎班長さんと顔合わせをし、班長さんの学年、氏名を覚えるようにお願いします。
- ◎集合場所を確認してください。
- ◎集合時刻を守ってください。
- ◎決められた通学路を一列で歩きます。
- ◎学校への欠席届は、メールをお願いします。その際、各班の班長さんへも連絡をお願いします。(緊急の場合以外、電話での連絡はご遠慮ください)
- ◎忘れ物に気がついても、事故防止のため、途中で戻ることができません。
- ◎元気よく、あいさつができるように教えてください。

※各地区で校外生活委員さんを中心に朝の通学班の登校指導をおこなっていただいているま
す。その指導のポイントを交通指導員さんに教えていただく機会があります。

新1年生交通安全講習 令和4年 2月17日(金) 9:30~ 視聴覚室

新1年生の保護者様が対象ですので必ずご参加ください。

4. 下校

- ◎下校は、地区のグループで地区ごとの当番の保護者の方と一緒に帰るようになります。

お迎えの期間は、

令和5年4月11日(火)~5月9日(火)

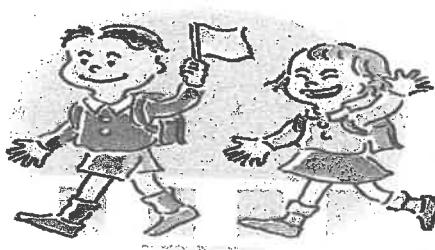
となっています。

- ◎5月9日(火)以降は、帰るときに一旦校庭に集合し、2年生と一緒に地区ごとに別れて集団で下校するようになります。

※4月14日(金)は、懇談会・親子下校となります。

なお、途中から一人になってしまふことが心配な方は、慣れるまで途中までお迎えに来ていただけますとありがとうございます。

- ◎本校では、下校後自転車に乗ってよい範囲を、低学年は家の周辺、中学年は地区内、高学年は学区内と指導しております。それ以外は、保護者の判断に任せています。



集団登校の仕方について

狭山市立堀兼小学校

1. 登校時刻は、8時5分から8時10分の間に登校しましょう。

※8時5分までは、校庭に出て遊ばない。

2. 明るい声で、あいさつをしましょう。

※『一日の始まりは気持ちのよいあいさつから』堀兼小はあいさつを重点的に取り組んでいます。

班員、近所の人、交通安全指導員さん、安全ボランティアさん、校外生活委員さん、先生に自分から挨拶します。

3. 出欠席の確認については、次のようにしましょう。

○班長さんは、欠席者、遅刻者はいないか確かめます。

○欠席者、遅刻者の保護者の方は、必ず班長さんに連絡し担任あてにメールで連絡してください。※班長さんは次の声かけをします。

①おはようございます ②忘れ物はありませんか ③体調は悪くないですか
④出発します。気をつけて歩きましょう。

4. 班長さんの出発の合図で出発します。

5. 班長さんは先頭に立ち、副班長さんは班の一番後ろにつきます。

6. 歩き方は、一年生の歩調に合わせましょう。決して走ってはいけません。

7. 歩道、車道の区別のない場所では右はしを、区別のある道路では歩道を通ります。

(二列にならないように注意しましょう)

8. 忘れ物に気付いても、取りに戻りません。

9. 道路を横断するときの約束

①班長さん 「止まって」と言って安全確認

②班長さん 「手をあげて」と声かけ

③副班長さん 「手をあげて」と復唱して、みんなが手をあげる

④班長さん 「渡ります」と言いながら班長旗を前にかかげる

⑤みんな 「渡ります」と言いながら慎重に渡る

10. 交通信号を守りましょう。

(歩行者用信号が、点滅し始めたら渡るのをやめ、次の青信号まで待つ)

11. 学校に着いたら、

班長さんは人数を確かめ、解散の合図をします。

※副班長さんは、班長を助ける役目です。後ろから、班員の様子を

見て、列の乱れや歩き方を注意しましょう。

※交通安全は、ふだんの心がけが大切です。

ご家庭での、ご指導をよろしくお願ひいたします。



堀兼小学校区安全マップ

～みんなで見守る子供の安全～

★…不審者情報があった場所



こども110番の家
ばん いえ

青中地区

青丸地区

つつじ苑地区

青丸地区

ハイツ地区

中新田地区

堀上地区

地区

このかんばんが
あるばしょです。



上赤坂地区



地区	番号	協力者名	地区	番号	協力者名
堀下	1	村山俊彦	青下	22	飯島綱代
	2	市川嘉一郎		23	岩田忠彦
	3	市川凌汰		24	白倉弘司
堀中	4	奥富達		25	ローソン狹山青柳店
	5	鈴木忍		26	諸口栄治
	6	JAIいるまの		27	二ノ宮隆治
堀上	7	佐野保雄		28	諸口栄一
	8	大野孝志		29	古川隆成
	9	小澤辰夫		30	袴田武夫
	10	小澤昌則		31	鈴秋克介
	11	内山政洋	青中	32	奥富金蔵
上赤坂	12	松本和治		33	新井隆司
	13	落合福司		34	井深英之
	14	内田博樹		35	管理事務所
	15	村田昭治		36	ディーホームあすなろ
	16	石井厚也		37	岩澤良一
	17	DDセルフ 狹山赤坂店		38	八重樫勇輝
	18	(有)エムエムワン		39	布施卓人
	19	ファミリーマート狭山赤坂店			
	20	筋野克典			
	21	落合仁司			
中新田					

《 狹山市立堀兼小学校 P T A 規約 》

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、埼玉県狭山市立堀兼小学校 PTA と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、本校児童の父母と教職員が一体となって、家庭、学校、社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関との協力。
2. 児童の学習の成果を図るための学校行事への協力。
3. 児童の学習環境の整備。
4. 会員相互の修養と親睦。
5. その他、会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 会員

第4条 この会の会員は、狭山市立堀兼小学校在籍児童の保護者及び同校の教職員とする。

1. 会員は特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
2. 会員は本会、又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第5条 この会の会員は、平等の権利と義務を有する。

第4章 経理

第6条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第7条 会員は年額 3000 円の会費を納めるものとする。

第8条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 役員及び委員

第9条 この会の役員及び委員は、次のとおりとする。

会長 1 名 副会長 3 名 書記 2 名 会計 2 名
委員 常置委員 ····· その細則は、別に定める。

第10条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を掌理し、総会、役員会及び運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は本会の会議及び活動の記録、文章の発送收受及び保管にあたり、庶務を担当する。
4. 会計は予算に基づいて、全ての経理事務を担当する。
5. 委員は各委員会に出席し、計画、立案、実施にあたる。

第11条 役員及び委員の選出は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長は、選考委員会において会員の中より選出する。
(選考委員会は別途定める)
2. 書記、会計の選出は、別途細則に定める。
3. 委員の選出は、別途細則に定める。

第12条 役員及び委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(補欠役員の任期は前任者の残任期間とする)

第6章 会計監査委員

第13条 この会の経理を監査するために、3名の監査委員を置く。

第14条 会計監査委員は、必要に応じて隨時監査を行うことができる。

第15条 会計監査委員は、選考委員会において会員の中より選出する。

第16条 会計監査委員の任期は第12条を準用する。

第7章 会議

第17条 会議をわけて総会、運営委員会、役員会、常置委員会、学年委員会とする。

第18条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員全員によって構成される。

第19条 総会は、原則として毎年4月に会長が招集する。但し、役員会が必要と認めた時
及び会員の5分の1以上の要求があった時は、臨時総会を開くことができる。

又、規約の改正案は、総会の5日前までに会員に知らせておかなければならない。

第20条 総会の議事は出席会員の過半数で決する。

第21条 総会は、次の議事を行う。

1. 規約の改正
2. 役員の承認
3. 会務報告
4. 予算決算の承認
5. 上級団体への加入及び脱退
6. 会の合併又は解散
7. その他重要事項

第22条 臨時委員会は、必要に応じて設けることができる。

臨時委員会について必要な事項は別に定める。

第23条 この会の活動のため、常置委員会を置く。その細則は別に定める。

第24条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、各正副委員長及び教職員で構成し、
次のことを行う。

1. この会の適正な運営の責務を負う。
2. 総会に提出する議案を調整する。
3. 役員に欠員が生じた時は別に定める方法により、これを補充する。

第25条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、又は構成員の4分の1以上の要求が
あった時、開くことができる。

第26条 すべての委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第27条 校長は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 細則

第28条 この会の運営に関する必要な細則は別途定める。

運営委員会は細則を定め、改廃した時はその結果を次期総会に報告しなければ
ならない。

第9章 雜則

第29条 この会において整備保管する書類は次のとおりとする。

1. 長期保存（規約、細則、財産日録、役員名簿）
2. 5年保存（会計関係書類、会議議事録、各委員会活動記録）

附 則

この規約第4条の会員は1家庭1員とする。

1. この規約は昭和42年4月21日から施行する。
2. この規約は昭和46年4月30日から一部改正施行する。
3. この規約は昭和49年5月2日から一部改正施行する。
4. この規約は昭和50年5月7日から一部改正施行する。
5. この規約は昭和53年4月から改正施行する。
6. この規約は昭和63年4月28日から第7条改正施行する。
7. この規約は平成5年4月から改正施行する。
8. この規約は平成8年4月1日から第7条改正施行する。
9. この規約は平成10年5月15日から改正施行する。
10. この規約は平成21年5月15日から施行する。
11. この規約は平成30年5月2日から一部改正施行する。
12. この規約は令和4年4月26日から一部改正施行する。

《狹山市立堀兼小学校PTA規約細則》

第1章 役員等の選出

第1条 会長は、役員を選出するため選考委員会を設けることができる。選考委員会は次の構成による。

1. 本部役員

第2条 会長、副会長は選考委員会において会員の中より推薦し、運営委員会に諮り、総会の承認を受ける。

但、やむをえず候補者が現れなかった場合、前年度1、2、3、4学年の中より抽選による選出とする。

尚、抽選を行う場合、下記の免除規定を設ける。

- ・対象児童分の本部役員、常置委員経験者
- ・未就学児のいる方
- ・母子家庭、父子家庭、単身赴任中の家庭
- ・病気療養中、妊娠中の方
- ・要介護者を自宅で介護されている方
- ・選考委員会で妥当と認められる事由のある方

第3条 副会長、書記、会計は前年度3、4、5学年の常置委員以外の中より各学年2名を推薦し、運営委員会に諮り、総会の承認を受ける。

第4条 会計監査委員は選考委員会において会員の中より推薦し、運営委員会に諮り、総会の承認を受ける。

第5条 臨時委員会の委員は会長が運営委員会に諮り、委嘱する。

第6条 PTA会長を務めた家庭は、兄弟姉妹における本部役員及び常置委員を永年免除とする。

第2章 地区

第7条 この会の地区は次のとおりとする。

- (1) 堀下 (2) 堀中 (3) 堀上 (4) 上赤坂 (5) 中新田 (6) 青下 (7) 青新
- (8) 青中 (9) 青丸 (10) つつじ苑 (11) 新狭山ハイツ

第8条 各地区委員は下記により選出する。

1. 校外生活委員 1名

第3章 常置委員会

第9条 各常置委員会は各地区と各学級より選出された委員(学年5名及び地区若干名)及び教職員で構成する。

各常置委員会には委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名を置き、それぞれの委員会において互選により選出する。

常置委員会には、校外生活委員会、広報活動委員会、成人教育委員会、学年・保健委員会を置き、委員がそれぞれひとつの委員会に属し、必要な事項について研究、計画、実施する。

常置委員会は会長と連絡のもとに委員長が招集する。

その年の10月1日を基準日として、学年の児童数が35人以下は、次年度成人教育委員を1名選出する。

第4章 改正

第10条 この細則は構成員の3分の2以上の出席による運営委員会で過半数の賛成がなければ改正することができない。また、改正結果は次期総会に報告しなければならない。

附 則

- ・この細則は平成 5年 3月 5日運営委員会において決定、施行する。
- ・この細則は平成 8年11月16日運営委員会において第1条、第6条、第7条を改正施行する。
- ・この細則は平成 9年12月 6日臨時委員会において改正施行する。
- ・この細則は平成13年 4月 1日より第7条を改正施行する。
- ・この細則は平成14年 4月 1日より第3条を改正施行する。
- ・この細則は平成15年 9月 5日運営委員会において第7条の一部を削除し、平成16年4月1日より改正施行する。
- ・この細則は平成18年11月 9日運営委員会において第9条の一部を変更し、平成19年4月1日より改正施行する。
- ・この細則は平成21年5月15日から施行する。
- ・この細則は平成22年3月3日から施行する。
- ・この細則は平成30年1月10日運営委員会において第8条、第9条の一部を変更し、平成30年4月1日より改正施行する。
- ・この細則は平成31年4月1日より改正・施行する。
- ・この細則は令和2年1月16日運営委員会において第9条、第10条の一部を変更し、令和2年4月1日より改正施行する。
- ・この細則は令和3年11月10日運営委員会において第6条と第9条の一部変更し、令和4年4月26日より改正施行する。

< 慶弔に関する細則 >

第1条 この細則は堀兼小学校 PTA 規約 29 条により定める。

第2条 堀兼小学校 PTA の慶弔はこの細別の規定により対応する。

第3条 教職員の結婚式には祝電と 5000 円を贈り、祝意を表す。

第4条 会員又は児童死亡の時は 5000 円を贈り、弔意を表す。

第5条 削除

第6条 会員が火災、風水害等の災害を受けた時は 5000 円を贈り、見舞う。

第7条 教職員（会員）が転退職の時は 5000 円以内の記念品を贈り、慰労を表す。

第8条 削除

第9条 その他、特別な場合については役員会で協議し、決定する。

第10条 この細則による贈呈の返礼は受けないものとする。

第11条 会員が死亡した場合の葬儀への参列は次のとおりとする。

会長の他若干名（本部役員会で協議する）

第12条 児童が死亡した場合の葬儀への参列は次のとおりとする。

会長、役員若干名、学年委員代表若干名

第13条 この細則を適用する事由が生じた時は、該当地区会員は速やかに役員に連絡するものとする。

第14条 この細則は、構成員の 3 分の 2 以上の出席による運営委員会で過半数の賛成がなければ改正することができない。又、改正結果は次期総会に報告しなければならない。

附 則

この細則は平成 5 年 3 月 5 日運営委員会において決定、施行する。

この細則は平成 17 年 5 月 31 日運営委員会において第 4 条及び第 7 条を改正し並びに第 5 条及び第 8 条を削除し、施行する。

この細則は平成 20 年 1 月 17 日運営委員会において第 4 条を改正し、施行する。

この細則は平成 22 年 3 月 3 日から施行する。

令和5年度 1年生お帰りグループお迎え当番表

4月12日（水）から学校の下校グループにより、当番の保護者の方と一緒に下校します。

下校の際、危険箇所や道路の横断の仕方、安全な歩行の仕方などを児童にご指導ください。当番の都合が悪くなったときは、グループで話し合ってください。

学校提出用

地区（ ）送る場所（学校～ ）

月日	曜日	お迎え当番		下校予定時刻
		お名前	電話番号	
4月11日	火	一斉下校（朝の登校班で 帰ります。）		11時30分
12日	水			11時45分
13日	木			11時45分
14日	金			懇談会 親子下校
17日	月			11時45分
18日	火			11時45分
19日	水			11時45分
20日	木			13時45分
21日	金			13時45分
24日	月			13時45分
25日	火			13時45分
26日	水			13時45分
27日	木			13時45分
28日	金			13時45分
5月1日	月			13時45分
2日	火			13時45分
8日	月			13時45分
9日	火			15時00分

*責任者の方 児童名（ ） 保護者名（ ）

令和5年度

新1年生 下校班名簿

地区名 []

	児童名	保護者名	組	住所	TEL
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

*責任者の方 児童名 () 保護者名 ()

*学童に行く児童は、番号の前に学と記入してください。

保 護 者 の 皆 様 へ

令和5年度 就学援助のお知らせ（4～6月分）

狹山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難な保護者に対して、必要な費用の一部を援助しています。

今回の申請は令和5年6月までの分となり、7月以降の分は改めて申請が必要となります。申請書等は後日改めて配布いたします。

※なお、すでに認定となっているご世帯の方につきましては、今回の申請は不要となります。

申 請 期 日	認 定 期 間	認 定 日	結果通知日
令和5年4月14日	令和5年4月～令和5年6月まで	令和5年4月1日	令和5年 5月下旬(予定)
令和5年4月15日～ 令和5年5月31日	年度途中申請 申請の翌月～令和5年6月まで	申請日の翌月の1日	申請日の翌月中旬

1. 対象となるご家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- ・児童扶養手当を受けている世帯※注1（特別児童扶養手当ではありません。※注2）
- ・世帯全員の所得額の合計が狹山市教育委員会の定める基準額未満の世帯
- ・生活保護が停止又は廃止となった世帯

2. 援助の種類

給食費・学用品費等・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・生徒会費・卒業アルバム代等・オンライン通信費

※給食費について

- ・認定が確定するまで保護者の口座から引落しされます。（給食費の口座振替・返金などの取扱いについては、各学校にお問い合わせください。）
- ・市から直接給食センター長口座に振込ますので、申請者の口座に振込はありません

3. 申請書の配布と申請場所

- ・申請書の配布 → 小・中学校 又は 学務課（市役所5階） 又は 狹山市のホームページ
- ・申請場所：在籍する小・中学校 又は 学務課（市役所5階）

※学務課への郵送による申請も承りますが、期日までの提出をお願いいたします。（消印有効）

※同一世帯に小学生と中学生がいる場合は、いずれかに1部のみ提出して下さい。

4. 申請書類

- ・申請書（令和5年度（4月～6月））※注3・4
- ・預金通帳のコピー等、振込先口座情報がわかる書類 ※必須
- ・添付書類（裏面参照）

5. 所得の目安

（平成24年度の生活保護基準額の1.3倍未満　世帯の合計所得を基に審査）

世帯人員	世 帯 構 成	前年の世帯の所得額
2人	親 29歳・子 6歳	2,098,000 円未満
3人	親 33歳・子 6歳・子 3歳	2,578,000 円未満
4人	父 43歳・母 37歳・子 6歳・子 3歳	2,687,000 円未満
4人	父 38歳・母 35歳・子 12歳・子 8歳	3,212,000 円未満
5人	父 43歳・母 40歳・子 15歳・子 10歳・子 3歳	3,488,000 円未満

※所得額はあくまで目安です。お子様のご年齢等で結果が変わります。詳しくはお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

6. 注意事項

※注1. 年度途中で児童扶養手当が支給停止になった場合(継続できなかった世帯)は、就学援助が廃止となり、返金が発生する可能性があります。

※注2. 特別児童扶養手当とは精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

※注3. 書類に不備がある場合は「否認定」となります。提出の際は記入漏れなどが無いか今一度ご確認ください。

※注4. 前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告後に申請してください。(未申告の方がいる場合は「否認定となります)

(扶養に入っている方を除き20歳以上の方は、全員所得の申告をしていただくか、課税証明書等をご提出してください。)

※申請の期日には十分ご注意ください。認定日は申請日の翌月となり、遡っての認定は行いません。

※認定後に結婚や離婚、住所異動など、世帯の状況に変更があった場合は、必ず学務課までご連絡ください。場合によっては就学援助費を一部返金していただくこともあります。

<問い合わせ> 狹山市教育委員会学務課学事担当

☎ 04-2953-1111 内線5656

★所得に関する書類について(生活保護世帯を除く)

